

令和4年度施行
仕様書

役務名 清田区清田中央地区ほか1地区事業損失防止調査

札幌市建設局土木部

令和4年4月単価適用

位置図

S=1:10000



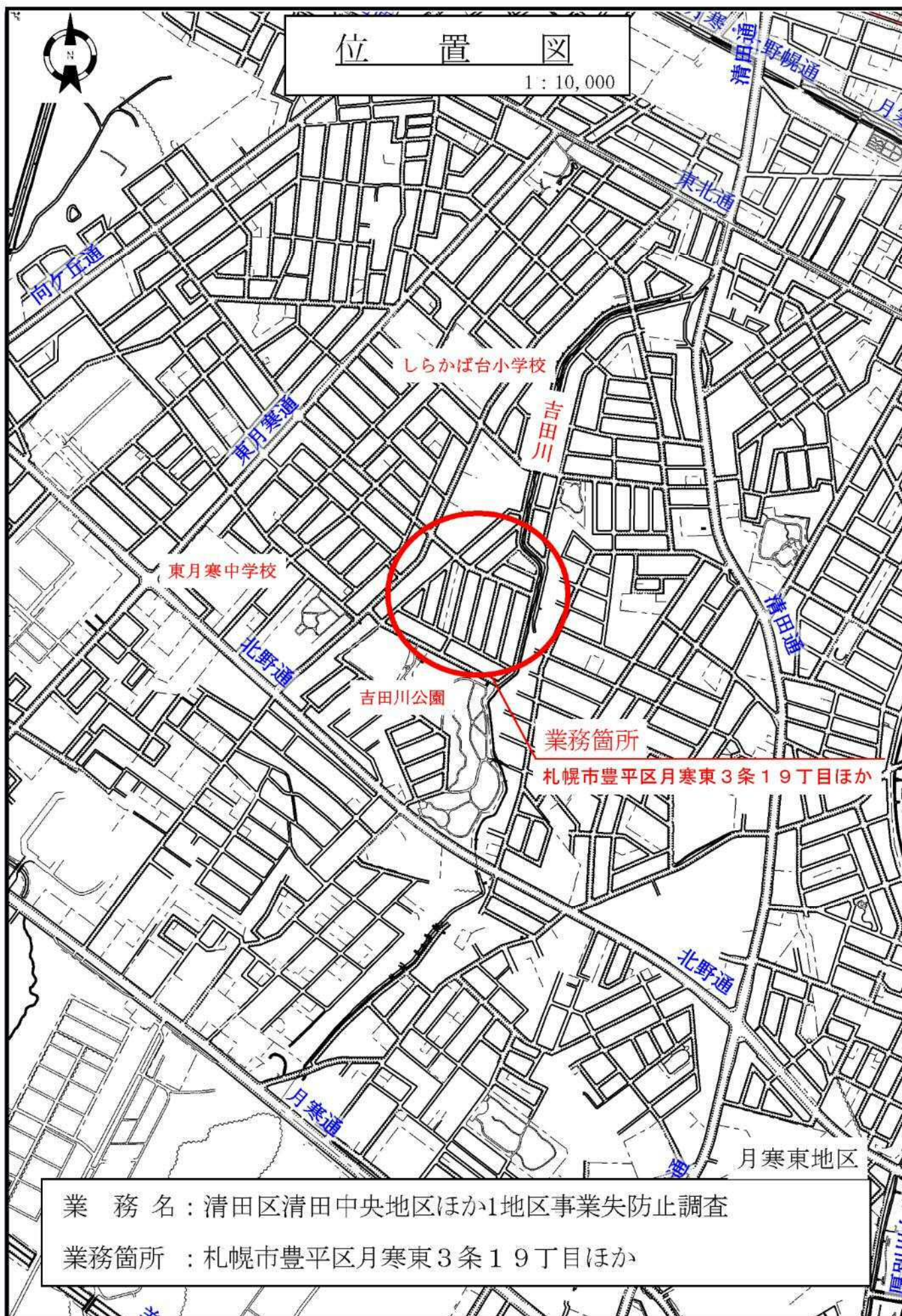
国道 36 号

業務箇所
(清田区清田5条2丁目ほか)

羊ヶ丘通

清田南公園

業 務 名：清田区清田中央地区ほか1地区事業損失防止調査
業務箇所：札幌市清田区清田5条2丁目ほか



役務名 清田区清田中央地区ほか1地区事業損失防止調査

一金 総委託費 円

設計委託費 円

内訳

消費税等相当額 円

役 務 説 明

1 役務の概要

本調査は、清田中央地区および月寒東地区の地下水位低下工事が周辺環境に与える影響を検証するため、下記の環境調査を実施するものである。

清田中央地区

- ・ 木造建物A（70m2未満） ～事前調査 2棟（屋内及び屋外調査）
- ・ 木造建物A（70m2以上～130m2未満） ～事前調査 13棟（屋外及び屋内調査）、1棟（外のみ）
- ・ 木造建物A（130m2以上～200m2未満） ～事前調査 4棟（屋外及び屋内調査）、2棟（外のみ）
- ・ 木造建物A（200m2以上～300m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 木造建物A（300m2以上～450m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 非木造建物（用途区分イ）(200m2以上～400m2未満) ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
- ・ 井戸調査業務 1箇所

月寒東地区

- ・ 木造建物A（70m2以上～130m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）

2 履行場所

札幌市清田区清田5条2丁目ほか

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月3日までとする。

4 図面

別添のとおり（設計図面3枚）

5 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領（別途配布）」、及び特記仕様書による。
なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表（役務履行計画書）
- (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書

7 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

特 記 仕 様 書	
(1) 一般事項	
①	受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
②	受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
③	第1回打合せ及び成果品の納入時に各1回打合せ行い、また中間時打合せを1回行う。
④	報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ（CD-R等）2部とする。
(2) 建物調査	
①	調査対象家屋
	工事の影響範囲として考えられる家屋を本業務の対象とし、調査箇所図に示す。
	清田中央地区
・	木造建物A（70m2未満） ～事前調査 2棟（屋内および屋外調査）
・	木造建物A（70m2以上～130m2未満） ～事前調査 13棟（屋外及び屋内調査）、1棟（外のみ）
・	木造建物A（130m2以上～200m2未満） ～事前調査 4棟（屋外及び屋内調査）、2棟（外のみ）
・	木造建物A（200m2以上～300m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
・	木造建物A（300m2以上～450m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
・	非木造建物（用途区分イ）(200m2以上～400m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
	月寒東地区
・	木造建物A（70m2以上～130m2未満） ～事前調査 1棟（屋外及び屋内調査）
② 調査方法及び項目	
a)	所有者（居住者）の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して監督員に報告し、指示を受けること。
b)	建物調査員は補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
c)	調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
d)	調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

③ 調査結果	
調査結果については、次の内容を成果品調査資料集に記載する。	
a) 家屋調査票	家屋番号・所有者名・建物用途・建築概要・経過年数・調査面積・調査日を一棟ごとに記入した表を作成すること。
b) 調査内容表	写真番号・撮影箇所・撮影内容・測定値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
c) 家屋平面図	平面図を作成して、測定位置・写真撮影方向・傾斜測定位置・調査面積表・当該工事位置（方向）を一棟ごとに記入すること。
d) 家屋立面図	立面図を作成して、亀裂の状況をスケッチし、写真番号を記入すること。
e) 傾斜測定表	主要な柱・外壁・外溝等の傾斜値と各階の床の傾斜値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
f) 土台高測定表	基準点より測量した測定値を記入し、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。 また、略図・基準高を記入すること。
g) 写真帳	写真の大きさはサービス版とし、一棟ごとに写真帳を作成すること。
h) 住民への結果の周知について	希望する住民には、調査結果について冊子として配布すること。住民との調整段階について住民の意向を聞き取る事。
(3) 井戸調査	
① 井戸水量調査(1箇所×3回)	井戸に設置されているポンプを利用し、一定量の水を汲み上げるのに要する時間を推定する。 測定は、蛇口を全開にした状態で、毎分1回の割合で予め要領を把握した容器が満水になるまでの時間を測定する。
② 水質調査(1箇所×1回)	下記の項目に関する水質調査を実施する。 1) 一般細菌 2) 大腸菌 3) 硝酸性窒素及び硝酸性窒素 4) 塩素イオン 5) 有機物(TOC) 6) PH値 7) 味 8) 臭気 9) 色度 10) 濁度 11) 鉄

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

調査対象宅地図 S=1:1000

事業損失調査対象家屋 13軒

凡例

- 調査対象家屋
- 調査対象範囲

令和 4 年度設計図
清田区清田中央地区ほか1地区
業務名 事業損失調査
図面名称 調査対象宅地図(清田中央地区)

課長	係長	設計者	調査者	縮尺	図面番号
		年月	年月		
		R4.4	R4.4	図示	

札幌市建設局土木部

調査対象宅地図 S=1:1000

事業損失調査対象家屋 13軒

凡例

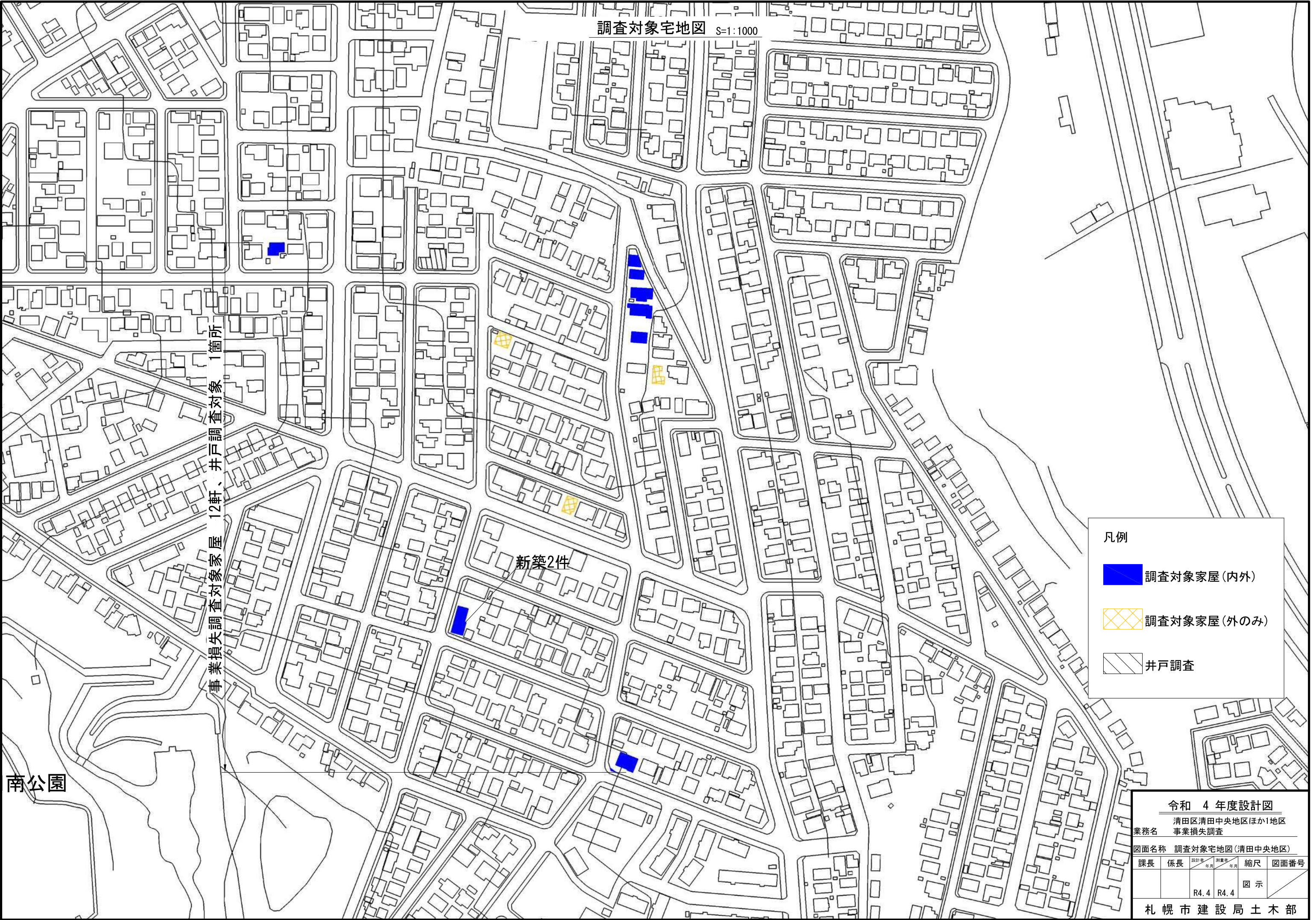
- 調査対象家屋
- 調査対象範囲

令和 4 年度設計図
清田区清田中央地区ほか1地区
業務名 事業損失調査
図面名称 調査対象宅地図(清田中央地区)

課長	係長	設計者	調査者	縮尺	図面番号
		年月	年月		
		R4.4	R4.4	図示	

札幌市建設局土木部

札幌市建設局土木部



調査対象宅地図 S=1:1000

事業損失調査対象家屋 12軒、井戸調査対象 1箇所

新築2件

- 凡例
- 調査対象家屋(内外)
 - 調査対象家屋(外のみ)
 - 井戸調査

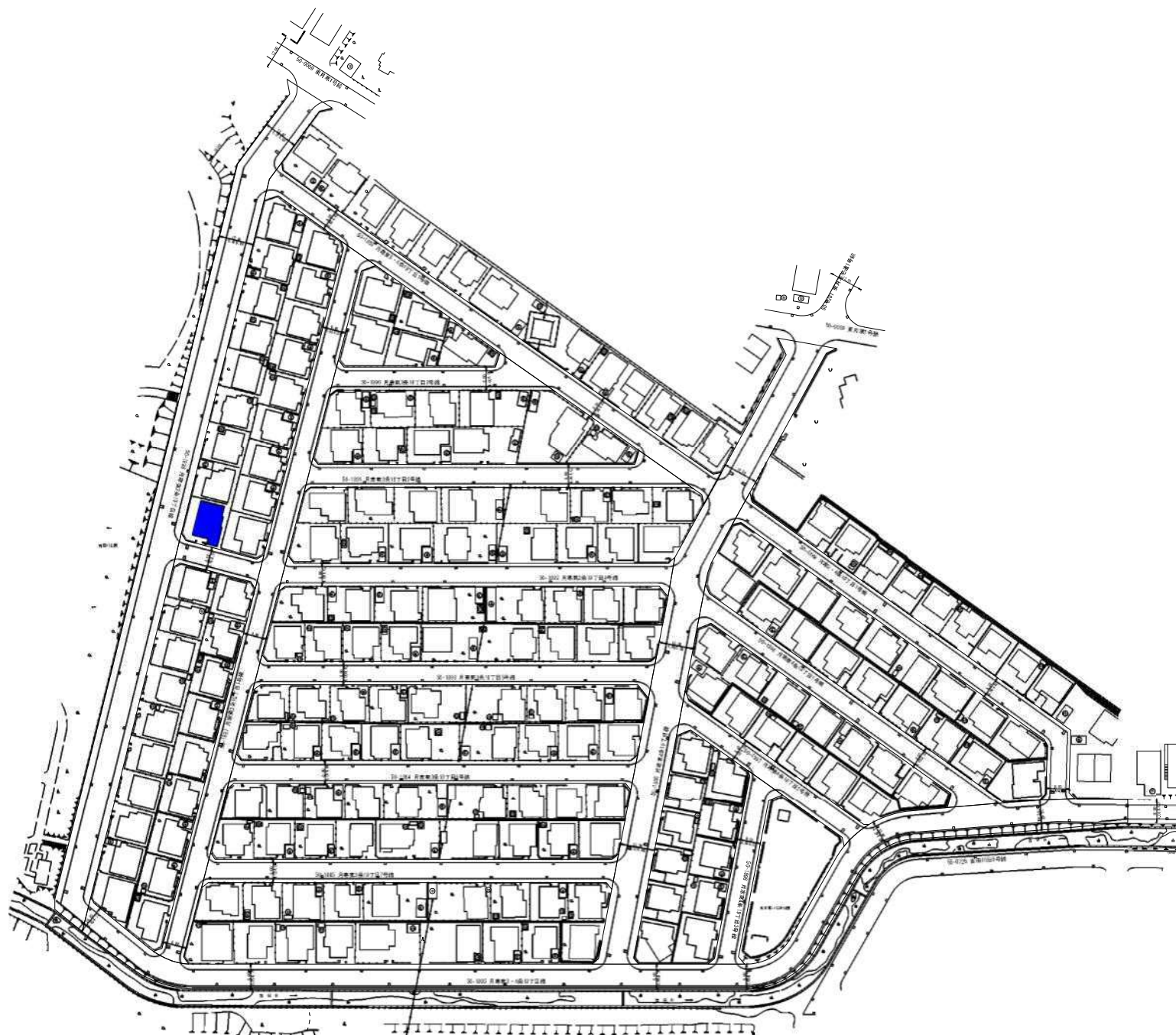
南公園

令和 4 年度設計図					
清田区清田中央地区ほか1地区					
業務名 事業損失調査					
図面名称 調査対象宅地図(清田中央地区)					
課長	係長	設計者	調査者	縮尺	図面番号
		年月	年月	図 示	
		R4. 4	R4. 4		
札幌市建設局土木部					



平面図

S=1:1000



凡例



調査対象家屋

令和 4 年度 設計図

清田区清田中央地区ほか1地区
業 務 名 事業損失調査

図面名称 調査対象宅地図(月寒東地区)

係 長	係 長	設計者 年月	測量者 年月	縮 尺	図 面 番 号
				図 示	
		R4.04	R4.04		

札幌市建設局土木部

令和4年度施行 設計書（見積参考）

役務名 清田区清田中央地区ほか1地区事業損失防止調査

本積算書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市建設局土木部

令和4年4月単価適用

設 計 及 び 調 査 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託							
	建物調査業務		式	1			第1号内訳書
	井戸調査業務		式	1			第2号内訳書
業務価格計			式	1			
	消費税等相当額		式	1			
業務委託費			式	1			

建物調査業務 内 訳 書

一 金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
打合せ協議	中間打合せ1回	業務	1				単算1
現地踏査		業務	1				単算2
事前調査 (内外)	木造建物A	棟	2				単算3
	70㎡未満						
事前調査 (内外)	木造建物A	棟	14				単算4
	70㎡以上 130㎡未満						
事前調査 (外のみ)	木造建物A	棟	1				単算5
	70㎡以上 130㎡未満						
事前調査 (内外)	木造建物A	棟	4				単算6
	130㎡以上 200㎡未満						
事前調査 (外のみ)	木造建物A	棟	2				単算7
	130㎡以上 200㎡未満						
事前調査 (内外)	木造建物A	棟	1				単算8
	200㎡以上 300㎡未満						
事前調査 (内外)	木造建物A	棟	1				単算9
	300㎡以上 450㎡未満						
事前調査 (内外)	非木造建物 イ	棟	1				単算10
	200㎡以上400㎡未 満						
直接人件費計		式	1				
材料費等		式	1				単算11
旅費交通費		式	1				単算12

[illegible]

井戸調査業務費 内 訳 書

一 金 円

		内 訳		第2号内訳書			
名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
井戸水量		箇所	3				単算1
水質調査		式	1				単算2
直接人件費		式	1				
交通費		式	1				単算3
直接経費計		式	1				
その他原価		式	1				単算4
間接原価 計		式	1				
業務原価		式	1				
一般管理費等		式	1				単算5
井戸調査業務費							

単価算出調書

細 目	単位	単 価	積 算 の 基 礎						NO
打合せ協議	業務	円							1
			主任技師	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			技師A	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			技師B	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			合計						円/業務
現地踏査	業務	円							2
			技師A	0.44	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			技師B	0.44	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			技師C	0.44	人/業務	×	円/人	=	円/業務
			合計						円/業務
事前調査 木造建物A (70㎡未満) 内外	棟	円	補正係数 0.8						3
			技師A	0.64	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	0.61	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	1.11	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.21	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (70㎡以上130㎡未満) 内外	棟	円	補正係数 1.00						4
			技師A	0.81	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	0.77	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	1.39	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.27	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (70㎡以上130㎡未満) 外のみ	棟	円	補正係数 1.00						5
			技師A	0.43	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	0.30	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	0.89	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.10	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (130㎡以上200㎡未満) 内外	棟	円	補正係数 1.30						6
			技師A	1.05	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	1.00	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	1.80	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.35	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (130㎡以上200㎡未満) 外のみ	棟	円	補正係数 1.30						7
			技師A	0.55	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	0.39	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	1.15	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.13	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (200㎡以上300㎡未満) 内外	棟	円	補正係数 1.80						8
			技師A	1.45	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	1.38	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	2.50	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.48	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 木造建物A (300㎡以上450㎡未満) 内外	棟	円	補正係数 2.40						9
			技師A	1.94	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	1.84	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	3.33	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.64	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟
事前調査 非木造建物 用途区分Ⅰ (200㎡以上400㎡未満) 内外	棟	円	補正係数1.00						10
			技師A	1.12	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師B	1.36	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技師C	2.10	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			技術員	0.35	人/棟	×	円/人	=	円/棟
			合計						円/棟

單価算出調書

[illegible]

単価算出調書

細 目	単位	単 価	積 算 の 基 礎						NO				
井戸水量調査	回	円	地質調査技師	0.01	人/回	×	円/人	=	円/回	全国標準積算資料	1		
			主任地質調査員	0.10	人/回	×	円/人	=	円/回	(土質・地質調査)			
			地質調査員	0.10	人/回	×	円/人	=	円/回	令和2年度版			
			合計					円/回	IV-79				
水質調査	式	円	一般細菌					=	円/箇所	建設物価・積算資料	2		
												諸経費対象外	
			大腸菌(水道水項目)					=	円/箇所			建設物価	
												諸経費対象外	
			硝酸性窒素及び亜硝酸背景窒素					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			塩素(塩化物)イオン					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			全有機炭素(TOC)					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			水素イオン濃度(PH値)					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			味					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			臭気					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			色度					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
			濁度					=	円/箇所			建設物価・積算資料	
												諸経費対象外	
鉄					=	円/箇所		建設物価					
								諸経費対象外					
合計							円/回						
旅費交通費	式	円	直接人件費×1.91%		円	×	1.91%	=	円	設計業務等積算基準	3		
												P. 76	
その他原価	式	円	直接人件費× $\alpha / (1-\alpha)$		円	×	53.85%	=	円	設計業務等積算基準	4		
												P. 77	
一般管理費	式	円	業務原価× $\beta / (1-\beta)$		円	×	53.85%	=	円	設計業務等積算基準	5		
												P. 77	